

【低所得者の福祉】

1 生活保護法による保護の概要

生活保護法は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。

◎生活保護制度の基本原則

この制度は、社会的役割を果たすために最少限度の要件が必要です。その要件は守られるべき制度の原理として定められており、国家責任の原理、無差別平等の原理、最低生活の原理、補足性の原理の4つです。

このうち「国家責任の原理」「無差別平等の原理」「最低生活の原理」はいわば国の守るべきことがらを定めたもので、生活に困窮しているかどうかに着目して保護をし、憲法上の権利として保障されている健康で文化的な最低限度の生活を可能にするものでなくてはならないと定めています。

「補足性の原理」は、保護を受ける側に要請されている要件で、保護に要する経費は国民の税で賄われていることなどから保護を受けるためには、各自がその利用し得る資産、能力その他あらゆるものを最低限度の生活のために活用しなければならないとしており、また、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われなければならないとしています。

保護の要否は、最低生活費と収入の対比で決められます。すなわち最低生活費よりも収入が少ない場合に保護の必要が生じます。また、保護の程度は、厚生労働大臣の定める基準によって算定した最低生活費をもとにして、その世帯の金銭又は物品で充たすことのできない不足分を給付するものです。

■被保護世帯数と人員の推移（各年度末）

（世帯、人）

区 分 \ 年 度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
被 保 護 世 帯	1,501	1,478	1,416	1,417	1,408
人 員	1,852	1,813	1,712	1,711	1,671

※保護停止中も含む

2 生活保護相談処理

福祉事務所では、ケースワーカーと呼ばれる現業員が生活保護の業務を担当し、生活保護に関する相談、援助及び指導に努めています。

生活保護の相談があり、保護申請のあったものは、担当ケースワーカーが地区民生委員や関係機関などの協力を得て、資産や能力、扶養義務等の諸調査を行い、その結果に基づき、福祉事務所として生活保護の要否を決定することになります。

なお、諸調査の結果、他の法律の活用や資産の活用、扶養義務者の援助などにより生活保護が適用にならない場合には、保護申請を却下することとなります。

■生活保護申請処理状況の推移

(件、世帯)

区 分 \ 年 度	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
件 数	193	209	190	238	226
取 下 件 数	12	24	15	23	9
却 下 件 数	19	24	25	28	29
決 定 世 帯 数	163	167	151	184	166
廃 止 世 帯 数	223	194	198	186	187

■保護開始・廃止理由の推移

開始理由

(世帯)

区分 \ 年度	世帯主の傷病	世帯員の傷病	要介護状態	働いていた者の死亡	働いていた者の離別	失業		高齢による収入の減少	事業不振・倒産	その他の働きによる収入の減少	社会保障給付金の減少・喪失	預貯金の減少・喪失	仕送りの減少・喪失	ケース移管	その他	計
						定年・自己都合	勤務先都合（解雇等）									
令和元	27	3	0	0	10	14	8	5	4	7	0	50	9	1	25	163
令和 2	27	2	1	0	6	14	8	13	2	9	2	30	13	4	36	167
令和 3	26	0	1	0	7	15	2	5	1	5	7	29	14	3	36	151
令和 4	35	0	1	0	4	16	4	8	4	8	6	61	7	1	29	184
令和 5	11	0	1	0	3	17	2	0	2	9	8	56	12	6	39	166

廃止理由

(世帯)

区分 年度	世帯主の傷病治癒	世帯員の傷病治癒	死亡	失踪	働きによる収入の増加・取得	働きの転入	増加 社会保障給付金の	仕送り等の増加	取り 親類縁者等の引き	施設入所	医療費の他法負担	ケース移管	その他	計
令和元	0	0	75	3	29	1	18	3	8	9	5	1	71	223
令和2	0	0	55	0	11	1	16	2	4	7	5	2	91	194
令和3	0	0	54	2	19	0	22	2	3	12	3	3	78	198
令和4	0	0	60	1	15	0	15	0	2	13	5	2	73	186
令和5	0	0	64	4	12	1	10	1	3	7	2	3	80	187

3 生活保護費扶助別の状況推移

(千円)

区 分 年 度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
生 活 扶 助	827,659	784,236	752,581	737,749	739,101
住 宅 扶 助	363,610	360,788	355,538	358,784	361,550
教 育 扶 助	6,257	6,130	5,269	5,155	5,018
介 護 扶 助	92,380	107,944	96,963	84,838	78,755
医 療 扶 助	1,378,734	1,224,582	1,102,429	1,141,024	1,090,735
そ の 他 の 扶 助	11,092	9,392	8,149	5,758	9,319
保護施設事務費	51,426	54,121	55,690	54,471	57,734
計	2,731,158	2,547,193	2,376,619	2,387,779	2,342,212

■最低生活保障水準の具体的事例（高齢夫婦2人世帯 73歳男・71歳女） (円)

区分 年度	生活扶助				住宅扶助	計
	居 宅 (第 1 類)	居 宅 (第 2 類)	加算			
			冬季加算	特例加算		
令和元	61,470	41,420	10,590	－	40,000	153,480
令和 2	66,590	40,660	10,590	－	40,000	157,840
令和 3	66,590	40,660	10,590	－	40,000	157,840
令和 4	66,590	40,660	10,590	－	40,000	157,840
令和 5	71,140	38,060	10,590	2,000	40,000	161,790

※加算：冬季加算（11月から4月まで）。特例加算（一人1,000円）。

※住宅扶助は、2人以上世帯の上限額。

※令和元年度、令和2年度及び令和5年度は、改定後の基準額（各年10月1日改定）。

4 施設保護対策

身体上又は精神上著しい障がいがあるため、自分ひとりでは日常生活を営むことが困難な方を入所させて生活扶助を行うことを目的として救護施設があります。（生活保護法第38条）
なお、救護施設への入所要件は、生活保護を受給しているか、もしくはそれに準じる方です。

■入所者の状況（令和6年4月1日現在）

（人）

施設名 \ 区 分	40歳未満	40歳代	50歳代	60歳以上	計
福島県からまつ荘	0	0	0	4	4
矢吹緑風園	0	0	0	4	4
救護施設しのめ荘	0	0	0	9	9
福島県浪江ひまわり荘	0	0	0	1	1
計	0	0	0	18	18

5 生活困窮者自立支援制度の概要

平成25年12月に生活困窮者自立支援法が成立し、平成27年4月から全国で生活困窮者自立支援制度が開始となりました。

この制度は、生活保護に至るおそれのある生活困窮者の自立支援策を強化することを目的として、多様で複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、それぞれの状況に応じて包括的な支援を行うことにより、生活保護に至ることなく自立することを目指すものです。

制度内容としては、必須事業（自立相談支援事業、住居確保給付金の支給）と任意事業があり、本市では、任意事業として就労準備支援事業と家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業を実施しています。

(1) 自立相談支援事業(生活サポート相談窓口)

地域福祉課内に「生活サポート相談窓口」を設置し、生活や就労に関するさまざまな課題を抱えて生活困窮に陥っている方からの相談に応じ、関係機関と連携しながら、自立に向けた支援を実施しています。

また、地域からの孤立や生活困窮の一因となり得るひきこもりへの対策として、関係機関や専門機関を構成メンバーとした「ひきこもり支援連携会議」を設置し、相互の連携を図りながら、ひきこもりの早期把握や適切な支援に向けて取り組んでいます。

(2) 住居確保給付金の支給

平成26年度まで「住宅支援給付事業」として実施していましたが、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、必須事業として法制化されました。

この制度は、住宅支援給付事業と同様、就労可能で就労意欲はあるものの、離職（2年以内）等により住居を失ったり失うおそれのある困窮者に対し、家賃相当額を支給（有期・世帯人員による上限額あり）しながら積極的な就労支援を行うことにより、早期就労・早期自立を図るものです。

(3) 就労準備支援事業

生活習慣の乱れや意欲低下、経験不足など、直ちに一般就労に就くことが困難と思われる生活困窮者を対象として、就労や社会参加に必要な基本的生活習慣の形成、コミュニケーション能力の向上などを目指すとともに、軽作業やボランティア活動等への参加を通して就労意欲の喚起を図るなどの支援を、計画的かつ一貫して実施するものです。

(4) 家計改善支援事業

生活困窮者からの相談においては家計に課題を抱える場合が多いことから、家計表を作成しながら家計の見える化を図り、相談者の家計改善への意識、意欲を高めるとともに、専門的な助言を行うことで家計管理能力の向上を目指すなど、生活再建に向けて支援を行うものです。

(5) 子どもの学習・生活支援事業

専門の支援員を配置し、生活困窮世帯（生活保護受給世帯を含む）の子どもへの学習支援を実施することにより、学習習慣の形成や基礎学力の向上等を図るとともに、保護者に対しても、学習や進学にかかる助言や家庭環境改善への働きかけを行っています。

6 ひきこもりの支援

(1) ひきこもり支援連携会議

ひきこもりの早期把握、適切な支援に向けて支援体制を整備するため、平成30年5月に関係機関や専門機関で構成された「ひきこもり支援連携会議」を設置し、関係機関が相互に連携しながら、家族支援も含めた支援に取り組んでいます。

■構成メンバー

会津保健福祉事務所、児童相談所、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生児童委員協議会、障がい者総合相談窓口、ハローワーク、福島県ひきこもり相談支援センター、会津地域若者サポートステーション、ユースプレイスin会津、会津若松警察署、福島県教育庁会津教育事務所、会津若松市

(2) ユースプレイス自立支援事業

ひきこもりやニートなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者に対して「居場所」（「ユースプレイス」）を提供し、各種プログラムへの参加により社会性を身につけ、就労の意欲を高めることで、社会的な自立を目指すことを目的としています。

■対象者

ひきこもり、ニートなど、社会生活を送る上で困難を有する市民で、概ね15歳～49歳の方

■実施内容

- ・開設日…毎週火・木・金曜日の10時30分～12時、13時～15時30分
- ・居場所としてのスペースを開放するとともに、支援サポーター2名を配置し、参加者の能力向上に資するプログラムを企画、実施します。
- ※スポーツ活動、創作活動、ボランティアへの参加 など